

マイナンバー

解
說

平成28年1月から「社会保障・税番号制度」(マイナンバー制度)がスタートする。行政だけでなく、民間企業も従業員などの番号を取り扱うため、民間企業はマイナンバーへの対応が急務となっている。本稿では、マイナンバー制度の概要、民間企業の対応策などについて解説する。

民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応

- ①個人番号の収集（本人確認）
 - ②個人番号の保管
 - ③帳票への個人番号の記入と行政機関などへの提出

行政手続なる制度である。これにより、行政機関が保有する社会保障と税の情報が一つの番号で管理できるようになり、社会保障の不正受給の防止や、正確な所得把握などが可能

になる。マイナーチェンジの制度の開始に伴成28年1月以降、保障関係の書類に、関係の書類に、人番号・法人番号を記載するようになる。

企業で	社会	い、平	ンハイ
められ	や税務	などの個人	専門關係の事
昌を記	順次個	したり、税	など
取票・支払	書などを送	府県に提出	する
る必要がち	号・法人番	する	う

個人番号をその内容
取り扱いには
厳しい規制が
なくて、個人の
宛てに、各個人の
「通知カード」が郵送
されることで通知さる。
。

この個人番号は、個人情報は、について厳しく存在する。例間企業は、原則行政機関など号を記載した出するためには、面以外で、個

号と特定個人情報を収集するなど取り扱い規制が強化され、例えば、民法上個人番号を記載するための書面を提出する場合は、原則として個人番号を必要とする場

情報の「データベース」へ
こ（「特定個人情報
ノイズ」）も、行
闇などに個人番号を
載した書面を提出す
るために必要な範囲
にて作成すると違
る。

雇用保険の帳票への番号記載	健保・厚生年金の帳票への番号記載
平成29年	

年1月から順次
行政機関などへ提出
する書類に個人番号・
法人番号を記載する
ことが求められている。
そのため、今年中に、
取り扱いの規制や
本人確認の義務な

企業の対応は急務

親族の支払調査が先の個人番号を対応をしきりに企業はなすのである。個人番号があれば間接的で、年金の保管し、集めし人番号である。

写は、住民票
国籍や年齢を
記入する
制度への
存在しないの
なくしてよい民
衆である。

「特定個人情報」と含む個人情報のこと。たとえば、従業員の氏名・電話番号といった情報に個人番号が付加されると「特定個人情報」になる（個人情報保護法第3条第1項第1号）。

利用するといふことである。また、行政に個人番号を書面を提出する必要な場面以定個人情報の提供、収集全て違法であ

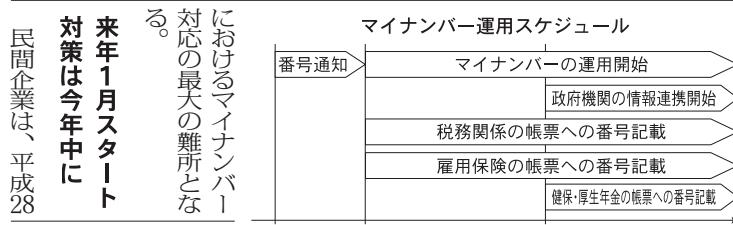
機関など
記載した
るために
外での特
第三者へ
保管も
る。特定
築する
運法とな
（翻）
いか不
身元
供して
すまし
ること
の実效

(実在) 確認（提
出）かの確認、②
する。この本人確認
するかが、民間企業

番
におけるマイナスに対する最大の影響は、来年1月入る。
対策は今年

ナンバー
難所とな
行いに迫る - る平成27

10月
ための業務とIT
システムの構築を
行わなければならな
。。。民間企業は、まさ
か待ったなしの対応を
迫られているのである。



対策は今年中に 来年1月スタート

（牛島総合法律事務所
弁護士・影島広泰）